

別表 重点地区の整備又は開発の計画の概要(新旧対照表)

※ 新規追加地区

	変更案	既決定	変更案	既決定
番号・地区名	江.1 臨海副都心地区	江.1 臨海副都心地区	江.2 豊洲地区(豊洲中央部)	江.2 豊洲地区(豊洲中央部)
面積(ha)	約 123ha	約 200ha	約 52ha	約 52ha
おおむねの位置	江東区南西部	江東区南西部	江東区南西部	江東区南西部
地域区分	中枢広域拠点域 国際ビジネス交流ゾーン	センター・コア再生ゾーン 東京湾ウォーターフロント活性化ゾーン	中枢広域拠点域 国際ビジネス交流ゾーン	センター・コア再生ゾーン 東京湾ウォーターフロント活性化ゾーン
a 地区の整備又は開発の目標	職・住・学・遊の多様な機能を備えた国際的な情報発信の拠点となる複合市街地を形成する。	職・住・学・遊の多様な機能を備えた国際的な情報発信の拠点となる複合市街地を形成する。	臨海副都心等と連携し、職住近接の都市型複合市街地の形成、交通軸上に集約された業務及び商業の拠点の形成等を目標とした、バランスのとれたまちづくりを目指す。	臨海副都心等と連携し、職住近接の都市型複合市街地の形成、交通軸上に集約された業務及び商業の拠点の形成等を目標とした、バランスのとれたまちづくりを目指す。
b 用途、密度に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	次世代型の産業・業務機能等の導入を図ると共に、魅力とにぎわいを創出する文化・商業等の機能を誘導し、水辺環境をいかし、まとまったオープンスペースを確保しながらバランスのとれた複合市街地を形成する。	次世代型の産業・業務機能等の導入を図ると共に、魅力とにぎわいを創出する文化・商業等の機能を誘導し、水辺環境を生かし、まとまったオープンスペースを確保しながらバランスのとれた複合市街地を形成する。	業務・商業等の諸機能と公共公益施設の整備との均衡のとれた、複合的な市街地の形成を目指す。	業務・商業等の諸機能と公共公益施設の整備との均衡のとれた、複合的な市街地の形成を目指す。
c 都市施設及び地区施設の整備の方針	首都高速道路晴海線、放射34号線、放射34号線支線1、環状2号線、補助315号線、東京臨海新交通臨海線、下水道、街区、公園及び緑地の整備を図る。	首都高速道路晴海線、放射34号線、放射34号線支線1、環状2号線、補助315号線、東京臨海新交通臨海線、下水道、街区、公園及び緑地の整備を図る。	都市高速鉄道第8号線の延伸について、課題や今後の方向性を検討する。幹線道路、東京臨海新交通臨海線、公園等の公共施設と併せ一体的な整備を図る。	都市高速鉄道第8号線の延伸について、課題や今後の方向性を検討する。幹線道路、東京臨海新交通臨海線、公園等の公共施設と併せ一体的な整備を図る。
d 公共及び民間の役割、開発整備促進のための条件の整備等	公共と民間とが協議の上、公共公益施設とのバランスのとれた計画的な開発を行う。	公共と民間とが協議の上、公共公益施設とのバランスのとれた計画的な開発を行う。	公共と民間とが協議の上、公共公益施設とのバランスのとれた計画的な開発を行う。	公共と民間とが協議の上、公共公益施設とのバランスのとれた計画的な開発を行う。
実施予定の面的整備事業等の計画の概要及び決定又は変更予定	土地区画整理事業(事業中) 再開発等促進区を定める地区計画(決定済)	土地区画整理事業(事業中) 再開発等促進区を定める地区計画(決定済)	市街地再開発事業(一部完了) 住宅市街地総合整備事業<拠点型>(完了) 土地区画整理事業(完了) 再開発等促進区を定める地区計画(決定済)	市街地再開発事業(一部完了) 住宅市街地総合整備事業<拠点型>(完了) 土地区画整理事業(完了) 再開発等促進区を定める地区計画(決定済)
その他の特記すべき事項	臨海新交通建設事業(完了) 臨海高速鉄道建設事業(完了) 都市高速道路事業(事業中) 海上公園事業(完了) 港湾整備事業(事業中) 街路整備事業 ・放射34号線支線1(事業中) ・環状2号線(事業中) ・補助315号線(完了) 街路(決定済) 再開発促進地区	臨海新交通建設事業(完了) 臨海高速鉄道建設事業(完了) 都市高速道路事業(事業中) 海上公園事業(完了) 港湾整備事業(事業中) 街路整備事業 ・放射34号線支線1(事業中) ・環状2号線(事業中) ・補助315号線(完了) 街路(決定済) 再開発促進地区	港湾整備事業(完了) 街路整備事業 ・補助200号線(完了) ・放射34号線(完了) ・環状3号線支線2(完了) ・補助315号線(完了) 臨海新交通建設事業(完了) 街路(完了) 公園(完了) 再開発促進地区	港湾整備事業(完了) 街路整備事業 ・補助200号線(完了) ・放射34号線(完了) ・環状3号線支線2(完了) ・補助315号線(完了) 臨海新交通建設事業(完了) 街路(完了) 公園(完了) 再開発促進地区

別表 重点地区の整備又は開発の計画の概要(新旧対照表)

※ 新規追加地区

	変更案	既決定	変更案	既決定
番号・地区名	江. 3 東雲地区	江. 3 東雲地区	江. 5 新砂三丁目地区	江. 5 新砂三丁目地区
面積(ha)	約 25ha	約 25ha	約 33ha	約 33ha
おおむねの位置	江東区南部	江東区南部	江東区南東部	江東区南東部
地域区分	中枢広域拠点域 国際ビジネス交流ゾーン	センター・コア再生ゾーン 東京湾ウォーターフロント活性化ゾーン	中枢広域拠点域	センター・コア再生ゾーン 東京湾ウォーターフロント活性化ゾーン
a 地区の整備又は開発の目標	臨海副都心開発との整合性を考慮しつつ、都市機能の更新を図り、居住機能と商業業務機能の調和した都市空間の形成を目指す。	臨海副都心開発との整合性を考慮しつつ、都市機能の更新を図り、居住機能と商業業務機能の調和した都市空間の形成を目指す。	区の都市核として、工業系から複合的な土地利用への転換を図る。	区の都市核として、工業系から複合的な土地利用への転換を図る。
b 用途、密度に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	主要幹線道路を軸として、魅力ある沿道の創出のため、商業、業務機能の誘導を図る。 また、公共公益施設との均衡を図るとともに、運河沿いの居住機能を重視した、バランスのとれた複合市街地の形成を図る。	主要幹線道路を軸として、魅力ある沿道の創出のため、商業、業務機能の誘導を図る。 また、公共公益施設との均衡を図るとともに、運河沿いの居住機能を重視した、バランスのとれた複合市街地の形成を図る。	主要幹線道路沿いは、その魅力形成を図るため、主として商業・業務機能を誘導する。	主要幹線道路沿いは、その魅力形成を図るため、主として商業・業務機能を誘導する。
c 都市施設及び地区施設の整備の方針	公園、区画道路、公開スペース等の整備を図る。	公園、区画道路、公開スペース等の整備を図る。	放射16号線、区画道路及び公園の整備を図る。 また、高齢者福祉・医療の複合施設を整備する。	放射16号線、区画道路及び公園の整備を図る。 また、高齢者福祉・医療の複合施設を整備する。
d ・ 公共及び民間の役割、開発整備促進のための条件の整備等 ・ 実施予定の面的整備事業等の計画の概要及び決定又は変更予定 ・ その他の特記すべき事項	公共と民間とが協議の上、公共公益施設とのバランスのとれた計画的な開発を行う。 機構住宅等建設事業(完了) 住宅市街地総合整備事業<拠点型>(完了) 再開発等促進区を定める地区計画(決定済) 地区計画(決定済) 公園(完了) 高層住居誘導地区(決定済) 再開発促進地区	公共と民間とが協議の上、公共公益施設とのバランスのとれた計画的な開発を行う。 機構住宅等建設事業(完了) 住宅市街地総合整備事業<拠点型>(事業中) 再開発等促進区を定める地区計画(決定済) 地区計画(決定済) 公園(完了) 高層住居誘導地区(決定済) 再開発促進地区	公共と民間とが協議の上、公共公益施設とのバランスのとれた計画的な開発を行う。 公営住宅建替事業(完了) 土地区画整理事業(完了) 地区計画(決定済) 街路整備事業 ・環状4号線(完了) ・放射16号線(完了) 再開発促進地区	公共と民間とが協議の上、公共公益施設とのバランスのとれた計画的な開発を行う。 公営住宅建替事業(完了) 土地区画整理事業(完了) 地区計画(決定済) 街路整備事業 ・環状4号線(完了) ・放射16号線(完了) 再開発促進地区

別表 重点地区の整備又は開発の計画の概要(新旧対照表)

※ 新規追加地区

	変更案	既決定	変更案	既決定
番号・地区名	江.12 辰巳一丁目地区	江.12 辰巳一丁目地区	江.18 豊洲地区(豊洲ふ頭部)	江.18 豊洲地区(豊洲ふ頭部)
面積(ha)	約 14ha	約 14ha	約 90ha	約 90ha
おおむねの位置	江東区南部	江東区南部	江東区南西部	江東区南西部
地域区分	中核広域拠点域	センター・コア再生ゾーン 東京湾ウォーターフロント活性化ゾーン	中核広域拠点域 国際ビジネス交流ゾーン	センター・コア再生ゾーン 東京湾ウォーターフロント活性化ゾーン
a 地区の整備又は開発の目標	居住水準の向上を図るため、老朽化した都営住宅の建替えを推進するとともに、敷地の有効活用により、住環境の整備及び多様な機能が調和した街区の形成を推進し、地域の活性化を図る。	居住水準の向上を図るため、老朽化した都営住宅の建替えを推進するとともに、敷地の有効活用により、住環境の整備及び多様な機能が調和した街区の形成を推進し、地域の活性化を図る。	中核広域拠点域と国際ビジネス交流ゾーンを兼ねた立地特性をいかし、首都圏の食を支える新市場の整備や、業務、商業、住宅、文化、アミューズメントなど多様な機能の導入によるにぎわいのある複合市街地の形成を図る。	センター・コアと東京湾ウォーターフロント活性化ゾーンとを接続する立地特性を生かし、首都圏の食を支える新市場の整備や、業務、商業、住宅、文化、アミューズメントなど多様な機能の導入によるにぎわいのある複合市街地の形成を図る。
b 用途、密度に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	周辺環境との調和をとりながら、土地の高度利用を図る。	周辺環境との調和をとりながら、土地の高度利用を図る。	市場、業務、商業、居住等の諸機能が調和し、水際の良い環境や眺望をいかした魅力的な市街地を形成する。	市場、業務、商業、居住等の諸機能が調和し、水際の良い環境や眺望をいかした魅力的な市街地を形成する。
c 都市施設及び地区施設の整備の方針	十分なオープンスペースを確保し、安全で快適な歩行者空間の整備を図る。	十分なオープンスペースを確保し、安全で快適な歩行者空間の整備を図る。	放射34号線支線1、環状2号線、補助315号線都市高速道路晴海線、公園、緑地等の整備を図る。	放射34号線支線1、環状2号線、補助315号線都市高速道路晴海線、公園、緑地等の整備を図る。
d ・ 公共及び民間の役割、開発整備促進のための条件の整備等 ・ 実施予定の面的整備事業等の計画の概要及び決定又は変更予定 ・ その他の特記すべき事項	公共と民間との適切な役割分担の下に事業を推進する。 公営住宅建替事業(事業中)	公共と民間との適切な役割分担の下に事業を推進する。 公営住宅建替事業(事業中)	公共と民間とが協議の上、公共公益施設とのバランスのとれた計画的な開発を行う。 土地区画整理事業(事業中) 再開発等促進区を定める地区計画(決定済) 港湾整備事業(事業中) 街路整備事業 ・放射34号線支線1(事業中) ・環状2号線(事業中) ・補助315号線(完了) 臨海新交通建設事業(完了) 街路(決定済) 東京都中央卸売市場豊洲新市場(事業中) 再開発促進地区	公共と民間とが協議の上、公共公益施設とのバランスのとれた計画的な開発を行う。 土地区画整理事業(事業中) 再開発等促進区を定める地区計画(決定済) 港湾整備事業(事業中) 街路整備事業 ・放射34号線支線1(事業中) ・環状2号線(事業中) ・補助315号線(完了) 臨海新交通建設事業(完了) 街路(決定済) 東京都中央卸売市場豊洲新市場(事業中) 再開発促進地区

別表 重点地区の整備又は開発の計画の概要(新旧対照表)

※ 新規追加地区

	変更案	既決定	変更案	既決定
番号・地区名		※江. 19 東砂七丁目地区		※江. 20 千石二丁目地区
面積(ha)		約 3ha		約 1ha
おおむねの位置		江東区東部		江東区中央部
地域区分		センター・コア再生ゾーン		センター・コア再生ゾーン
a 地区の整備又は開発の目標		居住水準の向上を図るため、老朽化した都営住宅の建替えを推進するとともに、敷地の有効活用により、住環境の整備及び多様な機能が調和した街区の形成を推進し、地域の活性化を図る。		居住水準の向上を図るため、老朽化した都営住宅の建替えを推進するとともに、敷地の有効活用により、住環境の整備及び多様な機能が調和した街区の形成を推進し、地域の活性化を図る。
b 用途、密度に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要		周辺環境との調和をとりながら、土地の高度利用を図る。		周辺環境との調和をとりながら、土地の高度利用を図る。
c 都市施設及び地区施設の整備の方針		十分なオープンスペースを確保し、安全で快適な歩行者空間の整備を図る。		十分なオープンスペースを確保し、安全で快適な歩行者空間の整備を図る。
d ・ 公共及び民間の役割、開発整備促進のための条件の整備等 ・ 実施予定の面的整備事業等の計画の概要及び決定又は変更予定 ・ その他の特記すべき事項		公営住宅建替事業(事業中)		公営住宅建替事業(事業中)

別表 重点地区の整備又は開発の計画の概要(新旧対照表)

※ 新規追加地区

	変更案	既決定	変更案	既決定
番号・地区名		※江. 21 牡丹二丁目地区		※江. 22 亀戸六丁目地区
面積(ha)		約 1ha		約 3ha
おおむねの位置		江東区西部		江東区北東部
地域区分		センター・コア再生ゾーン 東京湾ウォーターフロント活性化ゾーン		センター・コア再生ゾーン
a 地区の整備又は開発の目標		居住水準の向上を図るため、老朽化した都営住宅の建替えを推進するとともに、敷地の有効活用により、住環境の整備及び多様な機能が調和した街区の形成を推進し、地域の活性化を図る。		副都心にふさわしい商業、文化機能、住宅等の複合的な立地を誘導するとともに、地域の活性化を促進し、周辺の環境整備を行う。
b 用途、密度に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要		周辺環境との調和をとりながら、土地の高度利用を図る。		土地の高度利用を図り、商業、文化機能、住宅等の多様な都市機能が調和した土地利用を図るとともに、敷地のオープンスペースについては、隣接公園との一体的空間の創出を図る。
c 都市施設及び地区施設の整備の方針		十分なオープンスペースを確保し、安全で快適な歩行者空間の整備を図る。		自転車駐車場を整備するほか、隣接公園の一体整備を行う。
d ・ 公共及び民間の役割、開発整備促進のための条件の整備等 ・ 実施予定の面的整備事業等の計画の概要及び決定又は変更予定 ・ その他の特記すべき事項		公共と民間との適切な役割分担の下に事業を推進する。 公営住宅建替事業(事業中)		都市施設や周辺の環境整備は、原則として開発者が整備を促進する。 再開発等促進区を定める地区計画 高度利用地区 自転車駐車場整備事業 公園事業 再開発促進地区

別表 重点地区の整備又は開発の計画の概要(新旧対照表)

※ 新規追加地区

	変更案	既決定	変更案	既決定
番号・地区名	江. 23 大島三丁目地区	※江. 23 大島三丁目地区	江. 24 北砂三・四・五丁目地区	※江. 24 北砂三・四・五丁目地区
面積(ha)	約 2ha	約 2ha	約 49ha	約 49ha
おおむねの位置	江東区北東部	江東区北東部	江東区北東部	江東区北東部
地域区分	中核広域拠点域	センター・コア再生ゾーン	中核広域拠点域	センター・コア再生ゾーン
a 地区の整備又は開発の目標	駅前にあふさわしい地域の生活・文化の拠点となるよう都市基盤の充実を図るとともに、居住・商業・業務機能が複合したにぎわいのあるまちづくりを目指す。	駅前にあふさわしい地域の生活・文化の拠点となるよう都市基盤の充実を図るとともに、居住・商業・業務機能が複合したにぎわいのあるまちづくりを目指す。	震災時に燃え広がらない防災安全性と居住環境を確保した良好な住宅市街地を形成するとともに、地域の商業中心地として商業機能等の集積を図り、活気と魅力のある都市空間を形成する。	震災時に燃え広がらない防災安全性と居住環境を確保した良好な住宅市街地を形成するとともに、地域の商業中心地として商業機能等の集積を図り、活気と魅力のある都市空間を形成する。
b 用途、密度に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	居住・商業・業務等の複合的な土地利用を行い、土地の高度利用を図る。	居住・商業・業務等の複合的な土地利用を行い、土地の高度利用を図る。	老朽建築物の不燃化建替えや除却、行き止まり道路の解消、公園の整備等を行うことにより、防災安全性と居住環境を確保した住宅市街地を形成する。 また、活気のある砂町銀座商店街の形成及び幹線道路沿いの複合的な土地利用を進める。	老朽建築物の不燃化建替えや除却、行き止まり道路の解消、公園の整備等を行うことにより、防災安全性と居住環境を確保した住宅市街地を形成する。 また、活気のある砂町銀座商店街の形成及び幹線道路沿いの複合的な土地利用を進める。
c 都市施設及び地区施設の整備の方針	放射31号線、補助116号線、区画街路の一部拡幅整備を行う。 歩行者通路や広場等の整備を行う。	放射31号線、補助116号線、区画画色の一部拡幅整備を行う。 歩行者通路や広場等の整備を行う。	震災時に避難場所まで安全に到達できる避難や消防活動のための道路ネットワークを形成する。 また、一時避難場所となる公園の整備を進める。	震災時に避難場所まで安全に到達できる避難や消防活動のための道路ネットワークを形成する。 また、一時避難場所となる公園の整備を進める。
d ・ 公共及び民間の役割、開発整備促進のための条件の整備等 ・ 実施予定の面的整備事業等の計画の概要及び決定又は変更予定 ・ その他の特記すべき事項	市街地再開発組合による市街地再開発事業等により、公共施設及び施設建築物の整備を図る。 市街地再開発事業 地区計画 高度利用地区 街路整備事業 ・放射31号線 ・補助116号線 再開発促進地区	市街地再開発組合による市街地再開発事業等により、公共施設及び施設建築物の整備を図る。 市街地再開発事業 地区計画 高度利用地区 街路整備事業 ・放射31号線 ・補助116号線 再開発促進地区	住民主体の計画づくりと合意形成を図りながら、公園・道路等の整備は公共が行い、住宅市街地総合整備事業(密集型)や不燃化特区など様々なまちづくり事業を活用しつつ、民間による不燃化建替え等の自主更新を積極的に誘導していく。 住宅市街地総合整備事業(密集型)(事業中) 木造住宅密集地域整備事業(事業中) 不燃化推進特定整備地区 東京都建築安全条例による新たな防火規制 再開発促進地区	住民主体の計画づくりと合意形成を図りながら、公園・道路等の整備は公共が行い、住宅市街地総合整備事業(密集型)や不燃化特区など様々なまちづくり事業を活用しつつ、民間による不燃化建替え等の自主更新を積極的に誘導していく。 住宅市街地総合整備事業(密集型) 木造住宅密集地域整備事業 不燃化推進特定整備地区 東京都建築安全条例による新たな防火規制 再開発促進地区